

## 土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定による許可申請について

### 建築行為等許可申請（土地区画整理法第 76 条申請）について

土地区画整理事業の施行区域内において建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定により、許可が必要です。

### 1 申請の必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築
- (2) 土地の形質の変更
- (3) 移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

※「その他の工作物」とは、擁壁・広告物・車庫等をいう。

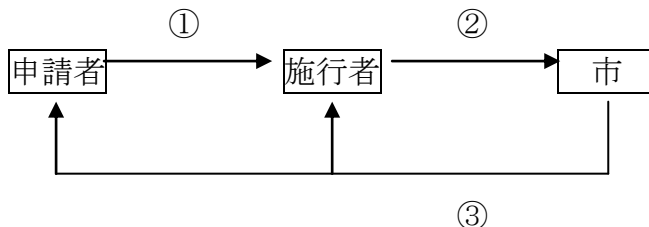
※「土地の形質の変更」とは、切土・盛土をいう。

※「移動の容易でない物件」とは、重量がそれぞれ 5 トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ 5 トン以下となるものを除く。）とする。

### 2 申請を受付する時期

原則として、施行者が使用又は収益を開始できる旨通知した日以降に申請して下さい。

### 3 申請の手続



申請者は、施行者へ申請書を提出（施行者の意見を記入）し、市へ提出して下さい。

土地区画整理法第76条許可申請書の作成

(1) 提出書類 3部 (正本1部、正本(写し)1部、副本1部)

(2) 添付書類 申請内容により下表から選んで下さい。

	図 書 名	記 入 内 容	備 考
1	委 任 状	委任年月日、委任事項	申請人が直接申請しない場合に必要
2	付 近 見 取 図	縮尺 1/2,500 位置を赤印にて示す。	全ての申請に必要
3	配 置 図	縮尺 1/100 又は 1/200 雨水、汚水の排水計画	全ての申請に必要
4	平 面 図	縮尺 1/100 又は 1/200 敷地および建築物面積表	建築物、広告塔、車庫等の申請に必要
5	立 面 図	縮尺 1/100 又は 1/200	建築物、広告塔、車庫等の申請に必要
6	縦 断 図	縮尺 1/100 又は 1/200	切土、盛土、擁壁等の申請に必要
7	仮換地指定通知 (写)		全ての申請に必要
8	仮換地指定位置図 (写)	位置を赤印にて示す。	全ての申請に必要
9	仮換地指定図(写)	位置を赤印にて示す。	全ての申請に必要
10	使用収益開始日の 通知(写)		全ての申請に必要
11	登 記 簿 謄 本		土地所有者に変動があった場合に必要
12	承 諾 書	土地の所在地、面積、承諾する内容、承諾印、承諾される者の住所、氏名	土地所有者と申請者が異なる場合

土地所有者、または土地区画整理組合に確認のうえ、提供を受けてください。

※ 添付図面は、設計者氏名を押印のこと。

※ 使用収益開始日の通知は、仮換地指定通知と兼ねて通知することがあります。